

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時等における一時避難施設としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙が管理する施設（以下「対象施設」という。）を甲及び地域住民等が使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設の用途）

第2条 この協定による対象施設の用途は、一時避難施設とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設利用の通知）

第4条 甲は、災害発生時において、第2条に規定する用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

（津波避難ビルの指定）

第5条 甲は、別表に掲げる施設を津波避難ビルとして指定する。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、津波避難ビルを大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（費用負担）

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 対象施設が第2条に規定する用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する用途としての使用を終了する際は、一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1カ月前までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(取扱窓口)

第12条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつてはハローズ緑町店とする。

2 甲及び乙は、この協定の締結時及び毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(別表)

	施 設 名 称	所 在 地
1	ハローズ緑町店 駐車場 屋上部分	福山市緑町 一番30号

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽 田 皓

乙 福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長 佐 藤 利 行